

消費者の皆様へ

「住宅建築に関わる法律相談」を再開します。

三重県内で住宅建築を計画している消費者を対象とした無料相談です。

以前は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律 ※品確法」を主にした無料相談会を催してきましたが、消費者からの要望もあって建築基準法等も含んで相談範囲を広げました。

すべての相談内容に対して、満足な対応ができるとは思っていないですが、弊社は社会貢献の一環として出来る限り取り組んでいきます。

消費者の方々にわかりやすい対応を心がけますのでご利用ください。

但し、多数の申込みがある場合は先着順とさせていただき、日程の関係で対応できない場合もありますので何卒ご了承ください。

尚、相談内容によっては、応じられない場合もあるので、まずは別紙の「住宅建築に関わる相談申込書」に記入して申込み手続きをして下さい。

記載内容を確認して、弊社の方からご連絡をさせていただきます。

相談不可の例 1) 係争紛争等と契約関係で困っている。

2) 請負契約先と建築工法を迷っている。

以上のような契約・紛争等、民事に関わる一切の相談は不可です。

相談内容を可と判断したら担当者を選択して、弊社から相談者様に日時の相談連絡を致します。

## 申し込方法

弊社ホームページの「メールフォーム」に申込書を添付して送信して下さい。

申込書を送信した時点で、その旨を電話していただければ確実です。

F A X 番号 0 5 9 - 3 6 9 - 1 0 3 1

T E L 番号 0 5 9 - 3 8 1 - 2 0 5 7 ※消費者相談と申し付け下さい。